千葉県ダンススポーツ連盟最高殊勲選手表彰規程

平成１７年２月１４日制定
平成１８年４月１０日改正
平成１８年９月　１日改正
平成２８年３月１４日改正

（総則）

第１条　この規程は、当該年度最も活躍した千葉県登録選手の表彰について定める。

（表彰）

第２条　会長は、理事会の議決を経て、次条の選考基準を満たす選手の中からスタンダード・ラテン各１組を選出し、「千葉県最高殊勲選手」として表彰することができる。受賞者の決定は、三笠宮杯終了後速やかに行うものとする。

（選考基準）

第３条　表彰は、当該年度において、次の各号のいずれかに該当する千葉県登録選手の中から選出する。

（１）　千葉県ダンススポーツ選手権大会で２位以内
（２）　三笠宮杯又はグランプリ大会で６位以内
（３）　ＪＤＳＦ全日本ダンススポーツランキングで１２位以内

２　前項に規定する基準は、各号の定める順に適用する。

（表彰の方法）

第４条　表彰は、賞状及び奨励金を授与してこれを行う。

（協力と貢献の義務）

第５条　最高殊勲選手は、千葉県ダンススポーツ連盟の行事及び活動等に積極的に協力するものとする。

附　則

この規程は、平成１７年２月１４から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年３月１４日から施行する。